

資産運用をはじめたい!と思ったら、お気軽にご相談を!

オンライン相談

【ご相談時間】平日9:00~17:00



ご来店することなく、画面を通じて
オンラインで相談いただけます。



- 対象商品
- 預金商品
 - iDeCo(個人型確定拠出年金)
 - 投資信託
 - ライフイベントに関する資金のご相談 等
 - 融資商品
 - 個人向け国債

オンライン相談の
Web予約は
こちら



お電話で 下記のお取引営業店
またはコンタクトセンター
までご連絡ください。

ご相談
フォーム

Webから
ご相談申込みが
可能です。

右記の二次元コードを読み取りアクセスの上、ご相談
フォームに必要事項をご入力ください。ご相談内容を
確認のうえ、後日(中央ろうきん)よりご連絡いたします。
https://www.enq-plus.com/enq/chuo_rokin_tohonbu/sodan/

ご相談
申込みは
こちら



「投資信託」の留意事項

○投資信託は預金ではなく預金保険制度の対象ではありません。また、投資者保護基金(*)の支払いの対象ではありません。○投資信託は株式、公社債などの値動きのある証券等(外国証券を組入れ対象としたファンドは為替変動リスクもあります。)に投資しますので基準価額は変動します。よって、元本および収益金は保証されておりません。○投資信託のご購入、保有、換金に際しては、各種手数料等【お申込金額に対して最大3.3%(税込)のお申込手数料、純資産総額に対して最大年率2.42%(税込)の信託報酬、換金時の基準価額に対して最大0.5%の信託財産留保額、その他運用に係る費用(監査報酬、有価証券売買手数料等※運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額を示すことができません。)]をご負担いただきます。商品ごとに費用が異なりますので、投資信託説明書(交付目論見書)・目論見書補完書面にてご確認ください。○投資した資産に生じた利益および損失はすべてお客様に帰属します。○過去の運用実績は、将来の運用結果を約束するものではありません。○投資信託はあらかじめ決められた受益権の口数を下回るようになった場合、もしくは信託契約を解約することが受益者のために有利であると認められたとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、委託会社と受託会社が合意のうえ信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。○当金庫はご購入・換金のお申込みについて取扱いを行っております。投資信託の設定・運用は各運用会社が行います。○投資信託の取得のお申込みに関しては、クーリングオフの規定の適用はありません。○ご購入の際には投資信託説明書(交付目論見書)・目論見書補完書面をご確認のうえご自身でご判断ください。○投資信託説明書(交付目論見書)・目論見書補完書面は、営業店(ローンセンターを除く)にご用意しております。ただし、インターネット専用ファンドについては、インターネットによる電子交付となります。(*)投資者保護基金とは、証券会社の経営が破綻したとき、顧客に対する支払いの保証をする制度です。

「iDeCo(個人型確定拠出年金)」の留意事項

○iDeCo加入時、および加入以降、受給が終了するまで所定の手数料が必要です。○障害・死亡等の事由に該当した場合を除き、原則としてiDeCoに積み立てた資産を60歳まで引き出し(中途解約)することはできません。(通算加入者等期間が10年に満たない場合、給付を請求できる年齢は通算加入者等期間に応じて繰り下がります。また、75歳到達により、それまで給付の請求がない場合は一時金として支払われます。)○投資信託等のリスク性商品で運用を行う場合、運用結果により受取金額は掛金元本の累計を下回る場合があります。○ご転職・ご退職・雇用形態の変更等により、iDeCoに登録されている「国民年金の被保険者種別」や「企業年金等(他年金)の加入状況」等に変更がある場合、速やかにお手続きをお願いいたします。お手続きが行われていないと、掛金拠出が停止される場合がありますので、ご注意ください。○別途ご用意しているリーフレット等で詳細をご確認ください。○本チラシは作成時点における税制・関係法令等に基づき作成しております。○今後、法改正・取扱変更等の可能性がありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。○個別の税務取扱等につきましては、税務署・税理士等にご確認ください。○詳細については〈中央ろうきん〉営業店までお問い合わせください。○iDeCoは、掛金を拠出した時点では各加入者の年金支給額が確定していないため、実際の給付時まで課税を繰り延べることで、その遅延利息に相当するものとして、年金積立金に対して1.173%の特別法人税が課税されることが法人税法で定められています。ただし、確定拠出年金法が施行された2001年以降、実際に課税されたことはありません。

「NISA(少額投資非課税制度)」の留意事項

○同一の勘定設定期間に開設できるNISA口座は全ての金融機関を通じてお一人様1口座です。(金融機関の変更等を行った場合を除く。)○NISA口座内の取引により損失が発生した場合、特定口座等他の株式投資信託等の取引と損益通算することはできません。また、繰越控除することもできません。○投資上限額120万円(つみたてNISAは40万円)には手数料を含めません。約定金額(基準価額×口数)の合計が120万円(つみたてNISAは40万円)まで投資することができます。○分配金を受け取る場合は非課税ですが、分配金再投資時において、投資上限額120万円(つみたてNISAは40万円)を超えた場合は課税扱いになります。○すでに保有している投資信託をNISA口座に移管することはできません。○非課税投資枠の未使用額を翌年以降へ繰越すことはできません。また、売却や基準価額下落による非課税投資枠の再利用はできません。○投資信託における分配金のうち、特別分配金はそもそも非課税であり、税法上のメリットを享受できません。また、当該分配金の再投資を行う場合には、年間非課税投資枠が消費されます。○「一般NISA」と「つみたてNISA」は選択制であり、同一年に両方の適用を受けることはできません。「一般NISA」と「つみたてNISA」の変更を行う場合は暦年単位となります。○金融機関によって、取扱うことのできる金融商品の種類およびラインアップは異なります。中央労働金庫では、税法上の株式投資信託のみ取扱っています。○この案内は、作成時点における法令その他の情報に基づき作成しており、今後の改正等により、取扱いが変更となる可能性があります。

「つみたてNISA」の留意事項

○累積投資契約(定時定額買付サービス)に基づく定期かつ継続的な方法により対象商品を買付いただくことが必要です。○「つみたてNISA」は「一般NISA」と異なり、ロールオーバーは行えません。○「つみたてNISA」に関わる累積投資契約(定時定額買付サービス)により買付した投資信託の信託報酬等の概算値を原則として年1回通知いたします。○基準経過日(つみたてNISA口座に初めて累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日および同日の翌日以後5年を経過した日ごとの日)にお名前・ご住所について確認を行います。確認期間(基準経過日から1年を経過する日までの間)内に当該確認ができない場合には、累積投資勘定への投資信託等の受入れができなくなる可能性があります。

Web口座開設サービス(投資信託)の留意事項

○次の条件をすべて満たす個人の方がご利用いただけます。
〔※満18歳以上80歳未満の方(NISA口座開設は申込年の1月1日時点で18歳以上の方)※当金庫の普通預金口座(総合口座を含む)をお持ちの方※日本国内に居住している方※本人確認書類(*) (運転免許証またはマイナンバーカード)を保有している方※マイナンバー確認書類(*) (マイナンバーカードまたは通知カードまたは住民票)を保有している方(*)有効期限内かつ現在の氏名・住所が記載のもの〕
○お申込み手続きはご本人様が行ってください。○申込手続き完了後はお申込み内容の修正はできません。入力内容をよくご確認のうえ、お申込みください。○毎月第3水曜日22:00~24:00はシステムメンテナンスのためご利用いただけません。前記以外で、システムメンテナンス時にサービスを休止する場合があります。○その他、ご利用にあたっての留意事項は当金庫ホームページでご確認ください。

2023年6月19日現在

お問い合わせ・ご相談は 〈中央ろうきん〉八王子支店 TEL: 042-642-4141

土・日曜日のご相談は 八王子ローンセンター TEL: 042-646-4373 (火・水曜日、祝日休み)

終業後・休日でもご相談可能なく中央ろうきん>コンタクトセンターもご利用ください!
TEL: 0120-383-837 受付時間 平日9:00~19:00、土日10:00~17:00

※祝日は休業となりますが、祝日が土・日曜日の場合は営業いたします。※12月31日~1月3日は休業となります。

あなたの暮らしを応援! 〈中央ろうきん〉のマネー情報誌

2023

Tokyo Topics

7

〈中央ろうきん〉で、お金を育ててみませんか?

ずーっと普通預金で貯蓄をしていたら結構貯まったよ!

普通預金に預けているだけだとあまり増えないから、投資信託の活用を考えてみたら?

それは良い案です!

収入や預金を「3つのお金」に色分けしてみよう!

- 日々の生活に必要な「お金」
- 近い将来使う予定がある「お金」
- 当面使う予定がない「お金」

「投資信託」を活用した資産運用も選択肢のひとつです!

当面使う予定がない「お金」は、

“当面使う予定のないお金”を上手に育てて、将来に備えよう!!

少額からはじめられる
〈中央ろうきん〉の
iDeCo や
つみたてNISA なら、
資産形成のスタートに
ピッタリです!

中面をチェック

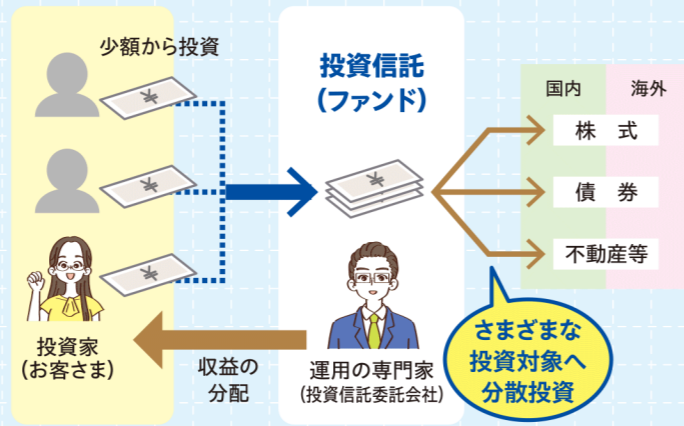
中央ろうきん

中央労働金庫 登録金融機関 関東財務局長(登金)第259号

投資信託

の仕組み

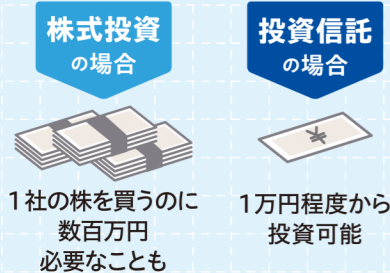
投資信託は、多くのお客様から集めたお金を一つの大きな資金としてまとめ、運用の専門家（投資信託委託会社）が株式や債券などに投資・運用する商品で、その運用成果が投資家それぞれの投資額に応じて分配される仕組みの金融商品です。



point 1 少額から投資がはじめられる

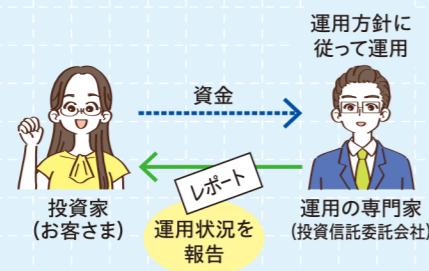
株式投資や債券投資にはある程度まとまった資金が必要ですが、投資信託は1万円程度から投資を始めることができます。

(例)



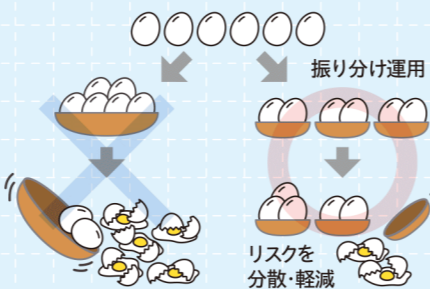
point 2 投資の専門家が運用

投資信託は、投資に関する高度な知識を持った運用のプロであるファンドマネージャーが各ファンドの運用方針に従って運用を行います。お客さま（投資家）は、定期的に発行されるレポートにて運用状況を把握できます。

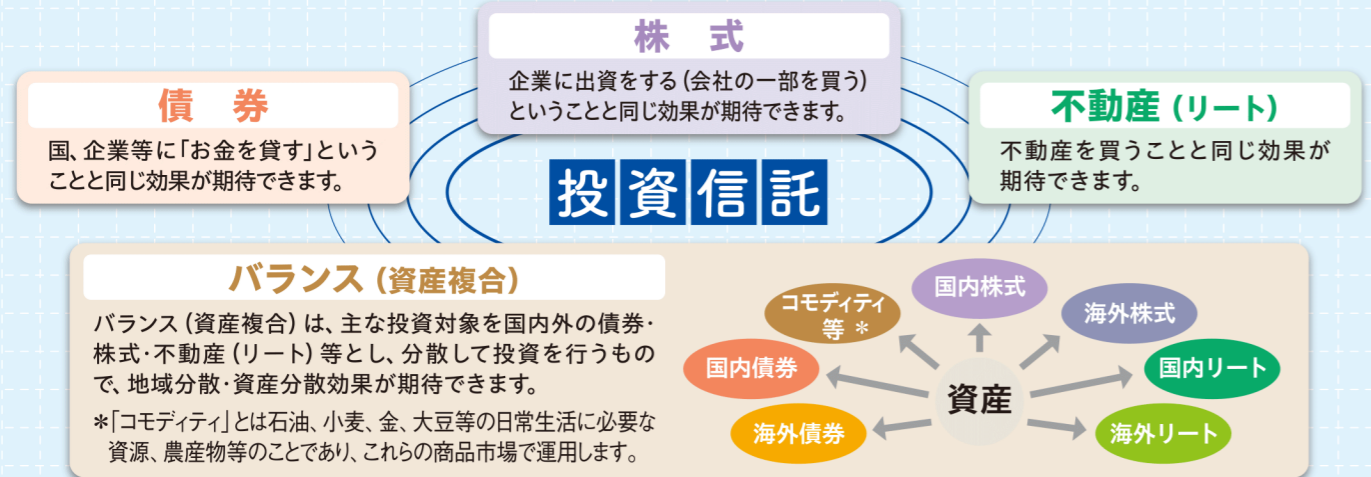


point 3 分散投資できる

投資の基本は、資産を複数の商品に分けてリスクを分散することといわれています。投資信託は複数の株式や債券などに資金を振り分け運用しており、リスクを分散・軽減することが期待できます。



「投資信託」を通じて様々な資産へ投資をすることができます。



※上記はイメージ図です。各資産の特徴を単純に表したものであり、すべての事象を網羅するものではありません。

投資信託をはじめたい方はWebでカンタン申込み!

Webで **投資信託取引口座** **NISA口座** **マイナンバー申告** がお申込みいただけます!



※お申込み内容により口座の作成をお断りする場合がございます。※NISA口座は一般NISA口座、つみたてNISA口座が対象となります。※マイナンバー申告は口座開設申込み入力後の受付となります。

はじめませんか? 積立投資でコツコツ「資産形成」!

節税しながらセカンドライフに備える!

毎月つみたて、非課税で長期運用!



任意で申込むことにより公的年金にプラスして給付を受けられる、私的年金のひとつです。加入者自らが掛金を拠出して、自ら運用方法を選び、掛金とその運用益との合計額をもとに給付を受ける、いわば「自分で育てる年金」です。



つみたてNISA

投資信託に積立投資し、非課税で長期運用しながら資産形成を行う制度です。将来を見据えて積み立ててコツコツ資産形成したい方、初めて投資信託の利用を考えている方にオススメです。



〈中央ろうきん〉なら、**月額5,000円から**はじめられます!

〈共通のおすすめポイント!〉

積立投資

自動積立で、手間も時間も不要!

運用益は非課税!

一般的に金融商品の利息や運用益にかかる税率は20.315%ですが、「iDeCo」「つみたてNISA」の場合は非課税!

point 所得税・住民税を軽減(所得控除)

掛金は全額所得控除。課税所得から、年間の掛金分が控除されるため、所得税・住民税の負担が軽減されます。



節税効果シミュレーション
●会社員 39歳 ●年収 500万円
●iDeCo: 毎月定額 12,000円拠出

年間144,000円(12,000円×12ヶ月)拠出すると
所得税・住民税の年間の軽減額は **約29,100円**

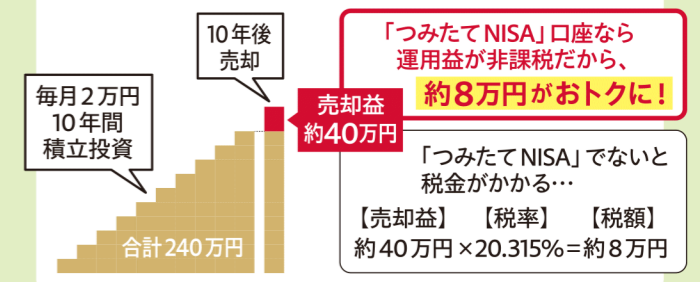
※労働金庫連合会作成のろうきんiDeCoスペシャルサイト「節税シミュレーター」より2022年10月時点における税制・関係法令等に基づき算出しています。条件により結果が異なります。※上記試算例は「社会保険料控除額は年収の14.65%」、「基礎控除以外の人的控除(配偶者控除・扶養控除等)がない」、「その他の所得控除がない」、「住宅ローン控除の適用がない」等、一定の前提による概算額です。

point 非課税投資額は年間40万円 非課税期間は最長20年間

年間40万円を上限に少額から無理なく資産運用を始めることができます。投資した年から最長20年間非課税で保有いただけます。

point 運用益が非課税だから、売却時におトク

例えば、ある投資信託を毎月2万円ずつ積み立てるとします。10年間で投資額は240万円、基準価額が値上がりしたため、売却により受取額が約280万円になりました。約40万円の売却益は非課税なので、通常の投資信託購入時に比べて約8万円得したことになります。



point 必要となときに必要な分をいつでも売却可能

※売却分の非課税枠を再利用することはできません。

point 「つみたてNISA」の対象商品は販売手数料が無料

point 長期・積立・分散投資に適した低コスト商品に投資

国が定めた長期安定運用、低コスト等の基準を満たした商品からお選びいただけます。

point 受取時も税制優遇

年金で受け取る場合は「公的年金等控除」、一時金で受け取る場合は「退職所得控除」の適用対象となります。



併用がおすすめ! 「iDeCo」でセカンドライフに備えつつ、「つみたてNISA」でさらにゆとりを!